

消費生活に係る食品に含まれる 放射性物質簡易検査

◇2回目以降の検査申込み の電話予約を開始します

検査を依頼される方の利便性向上のため、検査依頼が2回目以降の方については、電話での予約受付を開始しましたので、お知らせします。なお、初めて検査を受ける方については、これまで通り窓口での事前予約が必要です。

▼電話での検査予約ができる場合
次のすべてに該当する方

- ①検査依頼に伴う同意事項に同意できる方
- ②本町において、これまでに当該検査を受けたことがある方
- ③検査当日までに、検査を受ける検体の前処理を適正に実施できる方
- ④検査当日、検査依頼書に必要な事項をすべて記入できる方
- ⑤検査当日、前処理を行った試料を清潔なポリ袋等で窓口へ持参できる方

▼検査対象者

町内消費者(町内にお住まいの方)

▼検査対象品

次のすべてに該当する食品の検査が対象となります。

- ①栃木県内で採取、製造、加工された食品
- ②自家消費のための食品
- ③飲料水・牛乳・乳幼児食品を除く一般食品

※検査の際には細かくした検体が1リットル必要です。

◇一度に2検体の検査受付 を開始します

検査の混雑時期(4、5、10、11月)以外においては、1度に検査できる検体数を1検体から2検体に変更します。自家消費食品に含まれる放射性物質の簡易検査をご希望の方はご利用ください。

▼問合せ・予約先 住民生活課放射能対策室 ☎726940

那須町震災特例住宅修繕支援金制度の終了について

東日本大震災による住宅被害について、国の公的支援の対象外となった世帯に対する町独自の住宅修繕支援金制度を、平成23年4月15日から実施してきたところです。この支援金制度は平成25年3月

末をもって終了になりますので、該当になる方は、申請書に必要書類を添付し、提出をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 企画財政課総合政策係 ☎726906

那須町住民基本台帳カードの利用に関する条例や 平成24年度補正予算など 13議案を可決・承認

13議案を可決・承認

12月議会定例会

平成24年第7回那須町議会定例会は、12月3日に招集され会期を11日までの9日間と定め、那須町住民基本台帳カードの利用に関する条例や那須スイミングドーム及び余笹川ふれあい公園の指定管理者の指定、平成24年度補正予算など13議案が審議され、いずれも原案どおり可決・承認されました。

可決された主な議案は次のとおりです。

【指定管理者の指定】
那須スイミングドーム及び余笹川ふれあい公園の指定管理者として環境整備株式会社(栃木県宇都宮市)を指定しました。指定期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までです。

【那須町住民基本台帳カードの利用に関する条例の制定】

住民基本台帳法に規定する住民基本台帳カードの利用を通じて住民サービスの向上を図るため、住民基本台帳カードの利用目的及び利用手続等について定めたものとなります。

【補正予算】

平成24年度一般会計予算が、衆議院議員選挙に係る経費や黒田原第1保育園実施設計等委託費、道路橋りょう災害復旧等に係る経費のため、歳入歳出予算額にそれぞれ1億2170万円が追加され、総額121億40万円となりました。

【那須町奨学金条例の一部を改正する条例】

奨学金を受けることができるものとして、これまでの「高等学校又は大学に在学中のもの」から、「学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校、短期大学、

また、国民健康保険特別会計歳入歳出予算額にそれぞれ5980万円が追加され、総額37億9830万円に、下水道事業特別会計歳入歳出予算額からそれぞれ350万円が減額され、総額6億3895万円となりました。